

森林・林業・木材産業の 展望と金融施策



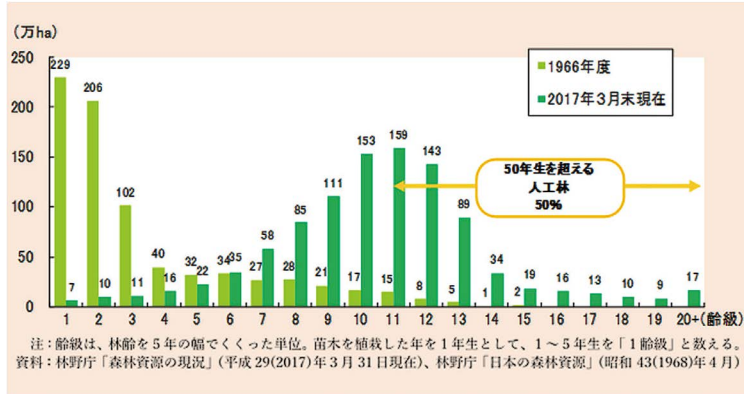
林野庁林政部企画課長
天野 正治

はじめに

「基金 now」を御覧の皆様、日頃より（独）農林漁業信用基金の林業信用保証業務の運営並びに森林・林業・木材産業施策の推進に御理解・御協力賜り、心より御礼申し上げます。

さて、まず我が国の森林に目を向けさせていただきます。我が国は国土の3分の2を森林が占める世界有数の森林国です。特に森林面積の約4割を占める人工林では、50年生を超える人工林面積が10年前の2.4倍に増加し過半となっており、本格的な利用期を迎えています（参考1）。その様な状況であることを踏まえつつ、筆を進めさせていただきます。

（参考1）人工林の齢級構成の変化



1. 森林・林業の現状と課題

我が国の人工林の過半が本格的な利用期を迎えている中、林業経営体の規模拡大や生産性の向上は徐々に進み、伐採と造林の一貫作業等による造林コスト低減の取組も拡大し、丸太生産量も増加傾向にあります。一方で、近年の主伐面積に対する再造林面積の割合は約3割にとどまっており、我が国の木材利用ニーズに照らした森林資源の循環利用の観点に加え、森林の二酸化炭素吸収量の目標の観点からも、再造林の推進が大きな課題となっています。

2. グリーン成長の実現に向けて

令和3年6月に閣議決定された新たな森林・林業基本計画では、再造林等により森林の適正な管理を図りながら、「伐って、使って、植える」ことによる森林資源の持続的な利用を一層推進し、林業・木材産業の成長産業化に取り組み、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現することとしています（参考2）。

このためにも再造林の推進が課題であり、新技術を活用して伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の展開に加え、収益拡大のため、木材の安定的な需要を確保していくことが重要です。

（参考2）今後の施策の方向と5つのポイント

森林・林業・木材産業による グリーン成長

森林を適正に管理し、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050年カーボンニュートラルも見据えた豊かな社会経済を実現！

森林資源の適正な管理・利用
循環利用を進めつつ、多様で健全な姿へ誘導するため、再造林や複層林化を推進。併せて、天然生林の保全管理や国土強靱化、森林吸収量確保に向けた取組を加進。

「新しい林業」に向けた取組の展開
伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」を展開。また、「長期にわたる持続的な経営」を実現。

木材産業の競争力の強化

外材等に対抗できる国産材製品の供給体制を整備し、国際競争力を向上。また、中小工場工場等は、多様なニーズに応える多品目製品の供給により、地場競争力を向上。

都市等における「第2の森林」づくり
中高層建築物や非住宅分野等での新たな木材需要の獲得を目指す。木材を利用することで、都市に炭素を貯蔵し温暖化防止に寄与。

新たな山村価値の創造
山村地域において、森林サービス産業を育成し、関係人口の拡大を目指す。また、集落維持のため、農林地の管理・利用など協働活動を促進。

3. カギを握る木材産業の競争力強化

新たな基本計画では、木材の供給量と、それに対応した用途別の利用量の目標を定めており、国産材の利用量については、令和7年に4,000万m³を目標として定めています（参考3）。木材利用の拡大に当たっては、関係者が協力し、効率的なサプライチェーンを構築して相互利益を拡大しつつ、再造林につなげるとの視点を共有し努力していくことが期待されます。木材産業は、こうしたサプライチェーンの中であって、山元から原木を購入しマーケットニーズに応じ

て木材を加工・販売して需要先につなぐ存在であり、森林・林業の持続性の確保と木材の適切な利用推進という両面において重要な存在です。この木材産業の競争力強化こそが、グリーン成長のカギを握っていると言っても過言ではありません。

(参考3) 基本計画における国産材利用の目標と実績
(百万㎡)

用途区分	総需要量					国産材利用量				
	平成26年 (実績)	令和元年 (実績)	令和2年 (見直し)	令和7年 (見直し)	令和12年 (見直し)	平成26年 (実績)	令和元年 (実績)	令和2年 (目標)	令和7年 (目標)	令和12年 (目標)
建築用材等 計	3.9	3.8	—	4.0	4.1	1.5	1.8	—	2.5	2.6
製材用材	2.8	2.8	2.8	2.9	3.0	1.2	1.3	1.5	1.7	1.9
合板用材	1.1	1.0	1.1	1.1	1.1	3	5	5	7	7
非建築用材等 計	3.6	4.4	—	4.7	4.7	8	13	—	15	1.6
パルプ・チップ用材	3.2	3.2	3.1	3.0	2.9	5	5	5	5	5
燃料材	3	1.0	7	1.5	1.6	2	7	6	8	9
その他	1	2	2	2	2	1	2	1	2	2
合計	76	82	79	87	87	24	31	32	40	42

注1：令和2(2020)年の見直し及び目標は、前基本計画における見直し及び目標。建築用材等と非建築用材等に分けた数値は設定していない。
2：燃料材とは、ペレット、薪、炭、燃料用チップである。
3：その他とは、しいたけ原木、原木輸出等である。
4：四捨五入の関係により、内訳と合計は必ずしも一致しない。
資料：「森林・林業基本計画」

4. 公益的にも意義のある木材利用

森林の樹木は、大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素を貯蔵しています。さらに、木材を建築物等に利用することにより、炭素を長期的に貯蔵することが可能です。また、木材は製造や加工時のエネルギー消費が他資材よりも比較的少なく、さらに木質バイオマスの利用により化石燃料を代替するなど、二酸化炭素の排出削減にも貢献します。

このように木材利用には公益的な意義があるとともに、国産材が利用され、森林所有者が収益を上げることによって、再生林をはじめとした安定的・持続的な森林整備が可能となり、この森林資源の循環利用を通じて、森林の多面的機能の発揮にもつながるのです。

5. 木材不足・価格高騰への対応

ここで、木材不足と価格高騰、いわゆるウッドショックに触れさせていただきます。世界的な木材需要の高まりやコンテナ不足等による国際的な需給のひっ迫により、昨年上半期以降、木材の輸入量が減少し、我が国においても輸入木材や国産材製品価格が高騰しています。林野庁では、緊急の対応として、川上から川下までの関係者による需給情報連絡協議会を中央及び地区別で開催し、需給情報の共有等を行っています。また中長期的には、海外市場の影響を受

けにくい需給構造とするため、木材製品の供給力強化に向けた乾燥施設の整備や、原木の安定供給に向けた路網整備の推進等に必要な予算を措置しました。今後も動向を注視してまいります。新たな設備投資等、信用基金の債務保証が事業者の皆様のお役に立つ場面も増えるのではないかと考えております。

6. 林業金融施策について

林野庁企画課が所管する林業金融施策は大きく2つ、「融資」と「保証」です。融資については、(株)日本政策金融公庫による低利融資のほか、利子助成事業などがあります。保証については、信用基金の債務保証を御利用いただくことにより、民間融資機関からの資金調達円滑化を図るものです。この融資と保証の両輪が事業者の皆様の実業展開の一助となっているものと考えております。なお、林業信用保証事業については、近年頻発する自然災害により被災された事業者の方々や新型コロナウイルス感染症により事業経営に影響を受けたの方々などを対象に、保証料を最大5年間実質免除するための予算を措置しているところです。令和4年度においては、信用基金の将来性評価の取組とも相まって、新規創業や他業種からの新規参入、基本計画で育成すべき林業経営体として掲げている林産複合経営に取り組みされる皆様を保証料免除の対象に追加いたしました。このことにより、林業・木材産業に意欲と希望をもって創業等される方や、再生林の推進に積極的な林産複合型経営体を支援し、以ってグリーン成長の実現に寄与していきたいと考えております。

なお、融資や保証などの金融施策は、常に十分な融資・保証枠を用意することにより、長引くコロナ禍の影響や近年頻発する自然災害の他、前述の木材価格の高騰など、社会経済情勢の変動に機動的に対応できる施策と言えます。引き続き、信用基金の皆様とも連携して、事業者の皆様が円滑な資金調達が図られるよう取り組んでまいります。

最後になりますが、長引くコロナ禍の中、事業経営に影響を受けている全ての皆様の御苦労と御努力に心から敬意を表するとともに、引き続き森林・林業・木材産業に関わる皆様へ寄り添った施策の推進に努めてまいりますことを申し上げます。